

何故契約法かといふと、これに併通の了解があります。

立 法 の 背 景

必要なあります。この点をしっかりと見据えるには組合の問題が背景にあるのです。本の構造より組合に対する影響はないのですけれど、それでも基本委員会とか過半数代表制が格好よい形になりましたから、以前組合法の裏側といふ側面があるのです。今回の法律案要綱では労なるのですけど、就業規則法制といつのは集団であります。三番目は、契約法の中で就業規則の不利益変更の問題を中心に

研究者に声明文を出させる状況は異常です。

個人がやるだけなのです。今回ばかりはやれやしないからならん個

於SKプラザ階ホール
2007年2月9日 講演

北海道大学教授 道幸 哲也

それからもう一つは、労働法研究者の「声明文」であります。してきてどうぞおじてないことを告白してしまったのです。その点、労働組合が最低賃金制度に熱心だったのは、運動ト論に団結権論があるへ、それに気付きましたのが大きな問題であるのが、いわゆる近代的な労使関係です。現在のセーフティネットを認めることによって労働条件の低下に一定の歯止めをかけたのが一番重要なセーフティネットは団結権なのです。常に盛んで、通常は最低賃金制と解雇の規制があげられます。とにかくセーフティネット論に立っています。セーフティネット論の非まず最初に、三つのことをお話ししたいと思います。一セイ

てお話しします。

すけれど、今日は労働契約のことであります。労働行為の方が専門家なのでいる不当労働行為の方が専門家なのです



どうなる労働契約法案

特に具体的な事件との関係での判断なので正確な理解は難しい。りりくいです。判例は沢山あるけれど普通の人は良く分からない、にやついているのですけれど、この判例といふのは普通の人には判膨大な判例法理となる。我々法律家はそういう判例の研究を中心で業務命令を出し得るかは全部裁判所が個別に判断している訳でいい。例えば出向命令を業務命令權として出し得るか、残業につい。決まつていている場合でも形式的にしか決まつてない。実際の争いで業務命令權、賃金 労働時間と沢山ある訳でない。実際の争いの具体的な解決基準はほとんど労働基準法では決まつてない。

第二は判例法理との関連です。労働契約で問題になるのは、業務な解釈ができないといつて使い勝手が悪いです。のは刑事罰と絡まつていてもすから強力な側面はありますけど、柔軟な解釈ができないといつて使い勝手が悪いです。労働基準法といふ「不払」ということになりませんから、不払い、つまり労基法違と裁判所でしか判断できません。賃金債権があることを前提にして払い前提となる賃金債権の有無が問題となる。それが争われるされているかじつに争いがあるのだ」といわれると、不結か」と申告しても、会社の方から「一時金について、協定が締結監督署に「不払いがあるじゃないか。24条に違反するではないがあるホテルで、一時金に付して不払い事件がありました。組合が賃金を払う義務があることなどを立証しないと駄目なのです。なる。しかし全額払いに違反したこと立証するためには契約上にあります。賃金を払わなければ労基法に違反して刑事訴訟の対象にならないとします。例えば労基法24条に賃金の全額払いの原則が

ど絡んでいたために法律の解釈が厳格なのです。いわゆる刑法のですが、労働基準法には大きな欠陥があります。つまり刑事訴例えは賃金の支払い方や労働時間を決めているのは労働基準法など労働立法それと就業規則と労働協約。それから労働基準法等の法の欠陥に由来します。労働条件を決めているのは基本的には4本題にもどって、労働契約法制が出てきた**第一の理由は、労基**と思ひます。

い。特に組合に対するアリティがないうのが大きな問題だやや想が違つ。そういう面では労働現場に対するアリティがなまみたいたものを見せる前と見せた後に判例を読むのと全然理解は清算事業団についていろいろやつていて、人間の生きざらう冬物語」とかのビデオを見ると突然見解が変わります。例えに関する最高裁の判決をテーマにした場合に、「人々しく生きよう」イグゼンブションを説明する割と聞くのですが、労働組合とか労働三法を、今的学生は全然知ってはいない。労使関係をよく分かる労たいたいと思います。

そこで、最初に労働契約法案が何故出てきたかを検討したいと思う議論がありました。ところが政府案はその流れとはやや異なくて、労働弁護団等においても労働契約法制が必要ではないかです。労働契約法制を作らうとしたのは、今回の政府の流れだけです。

我が学者は人のより難しくして生きています。学者にとって良いことが一つあります。普通の人が分からないことが一つあります。つまり一つは論争が永遠に続くことです。解決されないことがあります。これは飯の種類ですか、労働契約法制度が出来ない方が我々がやっています。労働相談は電話相談を中心に行なっており、日本で最も多く行われています。個別紛争が多くなったことについては、労働機関を作っています。個別労働関係紛争解決促進法、これは労働委員会の個別斡旋について規定しています。2番目は労働局における相談とか斡旋について規定しています。

第三は、個別労使紛争が増加したことです。特に全国の労働局で社会が勝つ事件が非常に多くなってきたのですが、ここ数年、会社が負ける事件が非常に多くなってきた。最も大きなのはNIT西日本からフジ興産事件です。これは就業規則の周知手続違反で会社が負けています。ここ数年会社が負け始めています。何故負け始めていますか。これは就業規則の周知手続違反で会社が負けています。これが最も高裁判決で会社が負けましたから。それでは社会が勝つ事件が非常に多くなったのですが、ここ数年、会社が負ける事件が非常に多くなってきました。最も大きなのはNTT西日本で社会が負けています。これが問題かといふと、平成10年頃までは就業規則の不利益変更といふ手が良い。それで今回の労働契約法制度もそれを立法化しようとする、端的にいえば下げる場合には就業規則の法理は非常に使われるべきであります。個別契約でやると個人に同意をとらなければならぬので非常に面倒くさい。他面、一律に労働条件をどうします。

第四は、今回の労働契約法制度の動きを見ると、個別の紛争が非常に多くなっています。それに応じて、個別労使紛争が非常に多くなっています。たとえば成田主義賃金制度を導入する、あるいはそばばでいかないかべく年功賃金を若干修正していく。そういう形で不利益変更をする例が多くなった。それは不公平感を高めます。たとえば「会社としてそんな経営が悪化してなくて何故賃金を下げるのだ」ということで、裁判所は会社に対して厳しくなってしまうことがあります。そこで立派化して何か赔偿せざるを得ない状況に陥りました。

あるべき労働契約法

その方が労使自給の立場から一番良いのですが、組合がある会社はこの方法があります。個別契約と就業規則と協約です。協約でやることは就業規則法理の問題点です。労働条件の変更の仕方は3つあります。

いかが説得力のある意見ですか。

それは非常に分かりやすいです。そのための基準として労働契約法制度が出来ています。問題は何かといふと紛争を処理する基準が個別の紛争が多くなって、それに応じて紛争処理のシステム労働審判法です。

あります。組合が絡まない事件も斡旋してあります。あとは各労働委員会が必ずやつていている訳ですが、これは労働委員会の個別斡旋について規定しています。2番目は労働機関を作っています。個別労働関係紛争解決促進法、これは労働局における相談とか斡旋について規定しています。

第三は、個別労使紛争が増加したことです。特に全国の労働局があります。まあ、これは冗談ですが、これは飯の種類ですか、労働契約法制度が出来ない方が我々がやっています。労働相談は電話相談を中心に大体90万から100万円であります。個別紛争が多くなったことの定義は、労働機関を作っています。個別労働関係紛争解決促進法、これは労働委員会の個別斡旋について規定しています。2番目は労働局における相談とか斡旋について規定しています。

た。パッジの着用自体を認めないとどう企業秩序觀とか業務命令着用違法論で終わるといつてはしゃれにならないと書きましてパッジ、日本の労働組合法が昭和20年代の生産管理闘争で始まつてパッジ、一番ひどいのは組合パッジ着用違法論です。私は他の論文でいません。今でも何かあれば50年代の最高裁の判決が引用されていても職務専念義務違反です。最近は自立した働き方とかいって極端なことをして、今日は暑いからビールを飲みたいなど思つても職務専念義務違反です。

提示し、それが今でも生きています。

仕事に集中できないうどりう、異常と思われる職務専念義務論を主張に対して、当時の最高裁は「反戦」フレートを着けて仕事をするが反戦。フレートを着けて仕事をしても支障はない」との労働者がどうと職務専念義務に違反するといつてでした。「事務労働者た人に対して戒告処分をしたケースです。何故戒告処分をしたか黒電の反戦。フレート事件は、反戦。フレートを着て働いていた環境として職務専念義務が強くいわれていました。たとえば企業内組合活動との関係で、企業秩序万能論が出てきて、それが企業命令権について裁判所は非常に強い権限を会社に対しても認めています。最近はあまり争われませんけれど昭和50年代の労働でも業務命令権について裁判所は非常に強い権限を会社に対し

かといつてです。
三番目は業務命令権の在り方です。出向とも配転とも時間外労題は職場における意思形成とか自由な意思をどうやって確保する

法律がありますから民法の規定によります。この大きな課題と同じように二つあります。労働契約上の意思について特別なから撤回できるシステムを導入しました。労働契約についても消費者が弱い立場だからリソングオフみた後に一旦合意して後課題になります。最近消費者契約法が出来ました。同法は、消費者が使用者から「賃金を下げて欲しますから」NO「いい」といふ場合も使用者から「それでも」しても良くなります。労働条件を変えるしか。それで「と言われて、労働者の方は」NO「いいでとか雇用終了で問題になります。たとえば使用者の方から「前辞めないか」と言いつて、使用者の方は「NO」と言いつていいますか。使用者の方から「いい」といふと、労働条件を変える

一一番目の問題は労働者の意思論です。これは労働条件の変更

護していかなければいけないのでなかなか難しい。
ば、この点を立法化して欲しいといつてことです。これは判例で保劳动者概念を拡張する必要があるのです。労働者サードからまりには労働者ではない、そういう権利をどう守っていくか、つまり金入です。実際は労働者と同じく利害関係がありながら形式かフレーナカメラマンとか、労働者かどうかはっきりしない層が非常に多くなっています。最近争われているのがNHRKの集団大問題があります。労働者概念の拡張です。ソニーの技術者と

大きな課題がありました。
いつたよつて労働契約法制の一つは労働組合もかなり強く持つていていたのです。何故持つていたかといふと、労働契約について大きく

次に労働契約の直面する課題について検討します。先ほど

使用者が一方的で規則を制定して欲しくては、就業規則

を添付して労働基準監督署に提出だけです。これの一方的な決定です。一応意見はいわせ、反対意見があればそれです。就業規則による労働条件決定方法は、使用者による労働条件で良い。昔の庄屋が農民代表のお願いを聞き置くのと同様のものであります。就業規則による労働条件決定方法は、使用者による労働条件で良い。昔の庄屋が農民代表のお願いを聞き置くのと同様のものであります。就業規則による労働条件決定方法は、使用者による労働条件で良い。昔の庄屋が農民代表のお願いを聞き置くのと同様のものであります。

た場合どうチエックするかは十分ではあります。前何だと仲間からいわれます。不利益取り扱いとか、解雇がされることはあります。意気なことをいふと会社から文句をいわれし、黙つているところ選び意見を聞きます。もしも、組合がない時の過半数代表と組合があれば組合の意見を聞き、組合がなければ過半数代表を一職場労働者の過半数代表の意見を聞きます。過半数を組織する次に、就業規則の作成手続きは、使用者が一方的に原案を作つ

働基準法みたいな最低基準となる。合はどちらが優先させる。つまり就業規則はちよど職場内の労働基準法みたいな最低基準となる。といふのが基本的な考え方です。他方契約の方が25万で有利な場所に作ったことはいえ、最低基準でありますから下支えして20万だありますから、賃金は20万になります。就業規則は会社が一方15万といふのを決めると、93条で就業規則が最低基準という規定です。たとえば、就業規則で20万といふ賃金を決めて個別契約で労基法93条で就業規則は基本的に職場における最低基準となります。権論的には、まず、就業規則と個別契約の関係が問題になります。

現在の判例法理の内容を立法化したもののです。

規則に定めるところによるものとするところ定しています。これはその他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであることは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況、変更が労働者の受け不利益の程度、労働条件の変更の必要性について、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の内容が労働契約になることが規定されています。つまり就業規則の中身が労働契約によるものとすることがあります。それでいる就業規則の労働条件に周知させていた場合には、労働契約の問題です。同要綱では、使用者が合理的な労働条件が定められたり就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約規則の問題です。同要綱において問題になつてゐるかといふと、就業規

労働契約法案の内容

になつていていません。

法律を作らる必要があると思ひます。ところが現在殆どそれは問題ならばイエスです。現在の労働条件に関する一文に合つたなれば殆ど取り上げられていません。労働契約法制は必要があるかと言ひますが、この点について多少は議論されました、要綱では以上の通りに、現在の労働契約法において検討すべき課題は多権をどう是正するかが大きな課題です。

のファクターを一応導入しているのです。全く判例と同じなので

今回の要綱では、不利益変更について判例で形成された合理性

きなくしておくなつた。

あります。この構想は組合との関係で調整であります。も

導入しようとしました。手続きを通じて合理性を推定するアイデアを

以上組織している労組の意があれば合理性を推定するルールを二分の一前

の労働契約法案の立場では労働委員会による決定とか、三分の一前

されたりたやけです。今回の要綱では改めてそれ以降請か

じかしある結果賃金が4割・5割になつた人については、合理的判断し易いです。

合理性との段階で問題になつてゐる。

合理性と、それから原告Xさんとかのとの関係における

にあります。そつと制度ヘルツは賃金体系を変えるといふ

の変更等が絡んでますから不利益の程度が人によつて違つて違つて違つたのです。ところが最近は賃金体系

不利益の程度が分かり易かつたのです。これは金労働者の一時金を一割下げるなどの事案では、不利益の程度が人

によつて違つた。金労働者の一時金を一割下げるなどの事案では、不利益の程度が人

レーベーです。

合理性があるかないかを判定するケースなら良いけれども、はつきり

いうと合理性の基準はやはり不明確だといつてです。何が問題かと

それをクリアしようとしたのが労働契約法制です。何か問題かと。具体的には、合理性の判断についての問題点がはつきりしてきました。

イト付けて、つまり合理性の有無の明確な基準は不明確であつた。

合理性判断のファクターは次第に明らかになつたが、そのウエ

2つとなります。つまり不利益の程度と必要性が問題になつたが、不利益変更の相当性、代償措置の有無、組合や従業員代表との協議の程度、経過措置の有無、そのうち重要なのは最初の初

不利益変更の必要性、代償措置の有無、組合や従業員代表との協議の程度、経過措置の有無、そのうち重要なのは最初の初

不利益変更の必要性、代償措置の有無、組合や従業員代表との協議の程度、経過措置の有無、そのうち重要なのは最初の初

不利益変更の必要性、代償措置の有無、組合や従業員代表との協議の程度、経過措置の有無、そのうち重要なのは最初の初

不利益変更の必要性、代償措置の有無、組合や従業員代表との協議の程度、経過措置の有無、そのうち重要なのは最初の初

不利益変更の必要性、代償措置の有無、組合や従業員代表との協議の程度、経過措置の有無、そのうち重要なのは最初の初

不利益変更の必要性、代償措置の有無、組合や従業員代表との協議の程度、経過措置の有無、そのうち重要なのは最初の初

不利益変更が合理的か否かについては比較的判断し易いです。

合理性と2段階で問題になつてゐる。

合理性と、それから原告Xさんとかのとの関係における

にあります。そつと制度ヘルツは賃金体系を変えるといつては、合理性を侵害であります。問題になつたのは今までいた人

があれば既得の利益を奪つてはいけないといつては、合理性規則の不利益変更の是非が争われました。不利益変更に合理性規則を使つたことです。昭和40年代の秋北バスの最高裁判決で就業規則を使つたことです。問題は、労働条件の不利益変更に就業規則を適用するにあります。

業規則に最も基礎的効力が認められており、これは労働条件の引き上げにプラスになります。

業規則に最も基礎的効力が認められており、これは労働条件の引き上げにプラスになります。

業規則に最も基礎的効力が認められており、これは労働条件の引き上げにプラスになります。

ただこれまで事業者がよく処理されるかどうかは分かりません。つまり基準としては相変わらず不確ですかう裁判所も困るのではないかと思います。

労働契約法案の問題点

労働契約法案において何が一番問題かといふと、今まで判例法理だつたのが今度は国の方策としてこれを正面から認めていた方が合理的といふ歯止めを一方的に決めるに至ります。ただ合理性といふ歯止めはかけられることです。労働契約法といえ、基本的に使用者が労働条件を一方的に決めるに至ります。それが労働条件の対等決定原則に明確に反します。それから業務命令権、出向・配転、賃金、退職金・一時金、労働時間、残業命令権など就業規則で決まつていています。ただ合理性といふ歯止めはかけられることです。最後は裁判所で合理性の有無といふことで争いが出来ます。最後は余地がないわけではないが、契約原理は機能しないで個別契約の不合理性が認められることがあります。さらに問題なのは合理性といふ歯止めは社会状況との関係が問われます。まさに社会は厳しく判断をしていました。今まで労働条件が下判決です。昭和40年代以降じつは個別契約と就業規則と協約の3つで問題になるわけで、判例法理の基礎となつたのは昭和43年の最高裁判決になりますが、これは社会状況との関係が問われます。

「一番目の問題は、組合法との関連です。連合とか労働弁護団がある。労働組合法の立場からいえば労働協約で労働条件を上げます。労働条件を上げる方法には個別契約と就業規則と協約の3つで反対しない理由は「協約規制へのあらめ」ということです。されば労働契約は労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて、労働条件を変更するべきものとするべきのがあります。また要編の「労働契約に関する原則等」という項目で、労働契約は大きいのですけれども法律ならば変更はむずかしくなります。これが自由に変更できせん。判例ならまだ変わるとあります。可能性は大きいのですけれども法律で決まりますと、これは反論があります。しかし、国の政策としてはつきり法律で決まります。このように批判に対し、判例と同じだから良いのじゃないかといふ対等決定原則は大きく後退する。それが非常に大きな問題です。性の基準がなくなり、合理性といつても殆ど歯止めにならない。理に對抗する合理性はなかなか構想できません。労働組合が弱くなれば上必要な労働条件の決定は合理的だとみなる訳です。そぐ異なります。今みたいに社会の力が非常に強ければ、会社経営導入の下に、市場原理とか能力主義といふと合理性が認められ易いです。つまり合理性はその時代の社会状況で判断が大きくなる社会的な批判はありませんでした。特に成果主義賃金の導入に対する社会的な批判はありませんでした。特に成果主義賃金の認められないかった。ところが現在労働条件を上げていてこれに対

員化よりも、パートなりに生きて欲しいのがの方
ト労働法と最賃については、いわば格差で不利益を被つていてる所
ン、労働契約法制、パート労働法と最賃制の4つ問題がある。パ
現在、労働立法の動きとしては、ホワイトカラーワーカー・シヨウ

労働立法をみる目

自体は労使自治の立場からしても問題です。
て決定的な影響力を持つます。裁判官にそれを委ねるという発想
方につけきり判断を委ねることです。裁判官が労働条件の決定について
も一つの問題は合理性といふことで裁判官に労働条件の在り
合法上非常に大きな問題に直面してしまいます。
たくないうのが本書のこととかじかと感じています。
組合の執行部にててついで使い勝手の良いシステムを正面から反対しま
していい組織が多いから、益々組織が形骸化していくことになります。
うのが統くと組合の力量や組織が形骸化していくことになります。
します。労使自治の原則からいえればおもに以下二点を要請
経営者がそんに悪くなければ一定の配慮をしておかなければなりません。
し、そこでは使用者と労働者との関係ではなくておもに顧客との関係を
ら。少しややこしくしてしまいます。しかし、一定の労働条件の確保は出来る。
結局は、ただかけられれば自分が責任を持たなくてはならないのです。

す。じつは官公労にじめられますが、協定労働条件を決
自己決定・責任原則の欠如は、官公労の場合に顕著にみられます
の理由だと思います。そろそろなぜかと思いますが
からあらゆり反対しなくていいと「まじめの組合が反対しない最大
建前からいえばおかしいけれど、本書のレベルからいふと「正」である。
組合民主主義が機能しないくなる。団体交渉を通じて労働条件を決
で裁判所がチエックしてくれる。そろそろ組合の力といふか「
便利なシステムです。一定の文句はいふるじ最終的に「理合」
就業規則の場合は文句はいっても責任をどうもへてもらいたいと
のは自己責任の世界で、組合の自己責任も重視します。労働契約といふと
組合は責任を負ひてもらひたいのです。「だのもうりて
一番美味しいことは「不利益変更は使用者がやつて
それによつて一定の成果を得る可能性もある。他方、組合に
も実施をできる訳です。
だつたら事実上の交渉をもつて、不利益の程度を少し和らげ
変更だと一応過半数組合は、意見はいります。しかし、就業規則の不利益
ある組合は非常に少なかつります。組合の力がある組合
組合の責任で労働条件を下げるだけのリーダーシップがある
には内部で反対もありますし、役員に対する批判も出されてきます。
て非常に嫌なことがあります。上げる場合が最もですと下げる場
原則になるわけですが、どうかが労働条件を下げる組合に下げるのが
する場合がありますし、下げる場合も組合を通じて行くのが

針になつています。パート労働法案についでは、同一賃金原則を提起しているが実効性に欠けます。例えば雇用期間の定めがない、正社員と同じような仕事をしているパートナーは殆どいってもその対象が殆どいないので実効性はない。さらに、パート労働法案でも有期雇用について一定のチエックをしておうとしたのですけれども有期雇用問題の最大の課題は有期雇用の問題です。労働契約法制についても立派化されてしまっています。さらにパート労働法案で最も重要なのは最賃制です。最低賃金については生活保護基準との関係で基準を高めると良いといつていてるのですが、実際にどうなればいいのか良くなきません。

時間管理は本来難しいのです。そのため労基法は、管理監督者に対する適用除外、これは労基法41条です、それから裁量労働制とかで一定の規制緩和をしてきました。その点なぜ現在の裁量労働制、特に企画業務型の裁量労働制で不十分で、新規のパートカーライダーズが提案されたかはっきりしません。おそらく年俸制との関係だと思います。年俸制をとると時間外労働をしても割増賃金を払わなくて良いと思つていてる使用者は結構多くあります。年俸制をとったとしても当然時間外、深夜労働分の割増金です。年俸制をとつたとしても年俸制を一般化しても年俸は支払わなければなりません。そこで年俸制を一般化するといつてこの問題を避けたければいけません。それを管理監督者よりしますと低いパートカーライダーやゼンショントを導入したわけです。

ホワイトカラーレベル全般について適用しようとすると、それを管理監督者よりしますと低いパートカーライダーやゼンショントを導入してしまいますから、新しい賃体系を導入していくといつては、それは非常にアシフニアだと考えていました。

それからもう一つ、ホワイトカラーベンゾンの問題は、それからもう一つは過去のものになつてあります。この問題は結局労働法上から多いのではないかと考えています。ほんとうに多くあると想ひますから、生活保護との關係ではそんなに限りません。予測はつきませんから。生活保護より不利な最賃法が具体的に出てこないかと想います。法律が変わつても、最賃額が具体的に出てこないかと想います。具体的な適用は来年ですけれど、今年の最賃で、中央最賃がどうかで大体どの程度のことを考えていらかが良く分かってます。今年の最賃で、中央最賃が決まります。ですから最賃法が改正されには中央最賃で基本線は決まります。ですから最賃法が改正されれば2円、場合によつてはマイナス1円を上積みします。基本的賃額の目安を出して、それを受けて各地方での目安に1円もしくは程度高まるか良く分かりません。決定手続は中央最賃審議会で最基準との関係で基準を高めると良いといつていてるのですが、実際にどうなればいいのか良くなきません。

だまつてみると

組合員だけではなくて非組合員を含めて従業員をどう代表すべきか今何が必要かといふと、従業員代表的な機能との関係で、組合は組合になります。ただなんど退化していってはいかと考えていています。おける一種の労働者集団として意見をいづゞステムとしての効用があります。組合は機能しなくなるのではないかと考えていています。正『旬報社』があります。『成果主義時代のフーフルール』(旬報社)が法理については、『労働条件の決定過程について』(労使関係法における誠実と公正な労働条件の決定過程)、また、直面する就業規則の不利益変更や雇用終了について、『労働組合活用のルール 第2版』(旬報社)、集団的な労働条件の決定過程については、『労働契約法制の課題』(明石書房)、不当労働行為法理にうなる『労働契約法制判例研究会編』(職場は労働契約法制については、北海道大学労働判断研究会編)など、協約規則の場合は過半数代表の意見を聞きますが、当事者が駆け合った場合にはチエックは始じなされまいといふはあります。一般的交換過程でいわば組合民主主義的なチエックもなされますが、協約との大きな違いは協約の場合には団体交渉もあります。就業規則の場合には組合は労働条件を変えるのが労働組合の場合は協約ではなくて就業規則で労働条件を変えるのが労働規則となりますし、あつたとしても責任をとらなければならない組合は殆どありません。組合がなければなりません。そのような組合は決められる場合はあるが影響ないのです。労働組合が非常に強くして、従業員の割合は組織してから協約で労働条件を決められた場合にあまり悪影響はないのです。就業規則となりますし、あつたとしても責任をとらなければならない労働組合ではないかと心配しています。

現代は新聞でも全く書いていませんから深く静かに潜行して立っています。しかし、今日話した労働契約法制についてのチエックはなされました。現在、ホワイトカラーアイデエンブーションにつけば一定の

以上をまとめまして私の話を終わります。
がするべく聞かれていたります。組合の在り方などを抗議したりはいかとかと考えています。組合の運動とか、全国的なネットワークとかを作つておこなうべきであるとの観点からいわば元の労働契約法規と同じ中身が必ず出でます。今からそこの代表制を組合だけでなく従業員全般に広めたいと想が必ず出でます。就業規則の不利益変更ルールにつき合理性構が重要な課題です。今後、従業員代表制とか労使委員会といふパートとか非正規を代表していよいよ。代表性をどう考えていくかを考える必要があります。今の労働組合は代表性が弱い。例えば

が実施した2006年の労働相談は4840件、月平均で403
また私たち全国一般東部労組とNPO法人労働相談センター

イネットは団結権」を地でいく事例となります。

「高齢労働者の希望」といえます。まさに「一番重要なセーフティ第一のない「夢のよつな」勝利です。組合に入ったらたちが言うところの「夢のよつな」勝利です。組合に入ったら人が違います。「労働組合」という武器をつかんだ労働者の、本人労働者組合に入りたあと組合員となつた労働者では当然対のつた労働者のはじめての勝利といえます。会社も、個人としてのいままで虫けらのみつに扱われ、一度たつて人間扱いされなか

びとなりました。

人の解雇は撤回されました。4月以降も今まで通り勤務できる運
団交もたれ、話し合いの結果、その場で確認書かわされ、二
部を結成し、すぐ会社に団体交渉を申し入れました。3月14日に
区議の紹介で3月6日、全国一般東部労組を訪ね組合に入支
理由に、3月31日付の一方向的な解雇を通告されました。2人は
といふ高齢の委託労働者が、突然所属する会社から、期間満了を
最近も、東京にある区民会館で5年間も働いていた72歳と70歳
ることが必要だと思いました。

どうぞ、労働組合のない労働者に対することを何よりも強く訴え

労働組合運動に直接たずさわる者として、労働組合の組合員とい
いま、労働組合運動に欠けているのはそじでない。私たちは
題です」との指摘の部分です。

それに気づきもしないのが大きな間
セーフティネット論に団結権がなく
ツトは団結権なのです。……現在の
それは、「一番重要なセーフティネ
共感させられるのでした。

出だしから衝撃であり、同時に強く
道幸哲也さんの2月9日の講演は



全国一般東京東部労組 石川源嗣

私たちも組合済みの労働契約法案廃案めざして聞いています

労働組合です！
労働者に必要なのは団結です！

関係者の声

道幸さんの主張とも共通すると思いますが、労働契約法に反対を強めることとともに、結局は労働者の地位と利益を守るほかはないことを肝に銘じ、聞いたいと考えます。

拡大して、労働協闘争で労働者の地位と利益を守るほかはない闘を強めることとともに、道幸さんは労働組合をはじめ多くの人々と共に労働組合を強化するたたかいを志を同じくする労働組合をはじめ多くの人々と共に労働組合を強化を与えるか一目瞭然です。

向かわない、むしろ会社と同調するという体質が問題です。それが、会社のための御用組合がこのような職場状況に正面から立ちつまつ経営者の元全独裁、労働者の奴隸化が行き渡つてきていることを示すものにはかなりません。

これらの現象は、職場での労働環境の劣化・労使関係の崩壊、「取得ができるひととの相談も確実に増えています」とあります。

労働条件の基本的なバロメーターのひとつである「有給休暇・休憩、ここ数年で倍増しています。」辞めたいのに辞めさせてくれない」も「はじめ・いやがらせ」の一部なので、それを加算すると、2006年は883件になり、前年の2・8倍に達します。

また職場での「はじめ・いやがらせ」が以前よりももっと増え続け、これまで職場での「はじめ・いやがらせ」が以前よりもっと増え続け、ここ数年で倍増しています。」辞めたいのに辞めさせてくれない」とあります。

2006年からはじめた「辞めたいのに辞めさせてくれない」の相談は相談総数の10%を超える数になつております、この問題の深刻度でした。相談内容は、「賃金」、「解雇」の順ですが、新たに

過労死、「労組にも責任」 遺族が民事調停申し立て

会社の労働組合にも組合員の過労死を防げなかつた責任があるはず——。そんな思いから、外食大手「すかいらーく」の元店長で、長時間労働により過労死した中島富雄さん（当時48）の妻晴香さん（51）と、晴香さんを支援する全国一般東京東部労組は31日、同社労組に対し、謝罪や過労死対策の説明などを求める民事調停を武藏野簡易裁判所（東京都武蔵野市）に申し立てた。

過労死した人の遺族が労組の責任を法的に問うのは異例。申立書では、富雄さんの過労死について、労組としての義務を十分尽くさなかつたことへの謝罪▽過重労働を防ぐために行った措置の説明▽今後、労働環境の改善に努力することの確認——などを求めている。

富雄さんは04年8月、脳梗塞（こうそく）で亡くなつた。当時は神奈川県などの複数店舗を担当する店長で、月平均残業時間は130時間に及んだ。05年3月、労災と認定された。晴香さんは、夫のために何をしてくれたのか、労組に何度も説明を求めたが、「一般論ばかりで納得できなかつた」という。すかいらーく労組は「申立書の内容を確認したうえで対応を決めたい」としている。

2007年7月31日 朝日

asahi.com